指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第23号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年静岡県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則	指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則
（趣旨） **第１条**　この規則は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。）及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定居宅サービス事業者、介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。）及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（指定又は許可の申請の様式） **第２条**　法第70条第１項、第79条第１項、第86条第１項若しくは第115条の２第１項の指定又は法第94条第１項の許可の申請は、様式第１号による指定（許可）申請書によるものとする。	（指定又は許可の申請の様式） **第２条**　法第70条第１項、第86条第１項若しくは第115条の２第１項の指定又は法第94条第１項若しくは第107条第１項の許可の申請は、様式第１号による指定（許可）申請書によるものとする。
（指定の更新又は許可の更新の申請の様式） **第２条の２**　法第70条の２第１項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第79条の	（指定の更新又は許可の更新の申請の様式） **第２条の２**　法第70条の２第１項（法第115条の11において準用する場合を含む。）若しくは第

２第１項若しくは第86条の２第１項若しくは旧法第107条の２第１項の指定の更新又は法第94条の２第１項の許可の更新の申請は、様式第１号の２による指定（許可）更新申請書によるものとする。	86条の２第１項若しくは旧法第107条の２第１項の指定の更新又は法第94条の２第１項若しくは第108条第１項の許可の更新の申請は、様式第１号の２による指定（許可）更新申請書によるものとする。
（指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出の様式）	（指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出の様式）
第３条　法第71条第１項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）又は法第72条第１項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）の申出は、様式第２号による申出書によるものとする。	**第３条**　法第71条第１項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第72条第１項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第72条の２第１項ただし書又は法第115条の２の２第１項ただし書の申出は、様式第２号による申出書によるものとする。
（変更等の届出の様式）	（変更等の届出の様式）
第４条　法第75条第１項、第82条第１項、第89条、第99条第１項若しくは第115条の５第１項又は旧法第111条の規定による変更の届出は、様式第３号による変更届出書によるものとする。	**第４条**　法第75条第１項、第89条、第99条第１項、第113条第１項若しくは第115条の５第１項又は旧法第111条の規定による変更の届出は、様式第３号による変更届出書によるものとする。
２　法第75条第１項、第82条第１項、第99条第１項若しくは第115条の５第１項の規定による再開の届出又は法第75条第２項、第82条第２項、第99条第２項若しくは第115条の５第２項の規定による廃止若しくは休止の届出は、様式第４号による廃止（休止、再開）届出書によるものとする。	２　法第75条第１項、第99条第１項、第113条第１項若しくは第115条の５第１項の規定による再開の届出又は法第75条第２項、第99条第２項、第113条第２項若しくは第115条の５第２項の規定による廃止若しくは休止の届出は、様式第４号による廃止（休止、再開）届出書によるものとする。
（介護老人保健施設の変更許可の申請の様式）	（変更許可の申請の様式）
第６条　法第94条第２項の規定による変更の許可の申請は、様式第６号による介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書によるものとする。	**第６条**　法第94条第２項又は第107条第２項の規定による変更の許可の申請は、様式第６号による開設許可事項変更許可申請書によるものとする。
（介護老人保健施設の管理者の承認の申請の様式）	（管理者の承認の申請の様式）
第７条　法第95条第１項又は第２項の承認の申	**第７条**　法第95条第１項若しくは第２項又は第

請は、様式第７号による介護老人保健施設管理者承認申請書によるものとする。 （介護老人保健施設の広告許可の申請の様式） **第８条**　法第98条第１項第４号の規定による広告許可の申請は、様式第８号による介護老人保健施設広告事項許可申請書によるものとする。	109条第１項若しくは第２項の承認の申請は、様式第７号による管理者承認申請書によるものとする。 （広告許可の申請の様式） **第８条**　法第98条第１項第４号又は第112条第１項第４号の規定による広告許可の申請は、様式第８号による広告事項許可申請書によるものとする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第１号中「第79条第１項、」を削り、「第94条第１項」の次に「、第107条第１項」を加え、

「

居宅介護支援
介護老人福祉施設
介護老人保健施設

」を「

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院

」に改め、「、老人保健施設」を削り、同様式付表１中

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　条　第　項　第　号

」を

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　条　第　項　第　号	
事業所の種別（共生型の場合）	指定居宅介護　・　重度訪問介護	
利用者数（推定数）		人

」に、

「３　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

４　添付書類

」を

「３　「事業所の種別（共生型の場合）」欄は、該当するものを○で囲むこと。

４　「利用者数（推定数）」欄は、共生型訪問介護の場合は、指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計を記入すること。

５　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

６　添付書類

」に、

「⑿　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面」を

「⑿　共生型訪問介護の場合にあっては、指定居宅介護又は重度訪問介護の指定に係る通知の写し

⒀　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面

（共生型訪問介護の場合は、⑴、⑵、⑶、⑷、⑹及び⑻については、指定居宅介護又は重度訪問介護の指定に係る申請の際、既に県へ提出している場合は添付を省略できる。）」に改め、同様式付表２中

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号

」を

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号
利　用　者　数　（　推　定　数　）	人

」に改め、同様式付表３中

「

病院、診療所又は指定（介護予防）訪問看護ステーションの別	

」を

「

病院、診療所又は指定（介護予防）訪問看護ステーションの別	
利　用　者　数　（　推　定　数　）	人

」に改め、同様式付表４中

「

病院、診療所又は介護老人保健施設の別					
管　理　者	フリガナ			住所	（郵便番号　　－　　）
	氏　　名				
	生年月日				
従業者の職種及び員数		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士			
		専従	兼務		
	常勤（人）				
	非常勤（人）				

」を

「

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別							
利　用　者　数　（　推　定　数　）							人
管　理　者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）			
	氏　　名						
	生年月日						
従業者の職種及び員数		医　師		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士			
		専従	兼務	専従	兼務		
	常勤（人）						
	非常勤（人）						

に改

」

め、同様式付表５中

「

病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの別	
居宅療養管理指導の種類	

を

」

「

病院、診療所又は薬局の別		
居宅療養管理指導の種類		
利　用　者　数　（　推　定　数　）	人	

に、

」

「

保健師	看護師	准看護師

」

を

「

に改め、同様式

」

付表６中

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号

を

」

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号	
事業所の種別（共生型の場合）	1　指定生活介護	3　指定児童発達支援
	2　指定自立訓練	4　指定放課後等デイサービス

に、

」

「２　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

３　添付書類　　」

を

「２　「事業所の種別（共生型の場合）」欄は、該当するものを○で囲むこと。

３　「同時に指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受けることができる利用者の数の上限」欄は、共生型通所介護の場合は、「同時に指定生活介護等及び共生型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限」と読み替えること。

４　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

５　添付書類　　」

に、

「⑾　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面」を

「⑾　共生型通所介護の場合にあっては、指定生活介護等の指定に係る通知の写し

⑿　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面

（共生型通所介護の場合は、⑴、⑵、⑶、⑸及び⑺については、指定生活介護等の指定に係る申請の際、既に県へ提出している場合は添付を省略できる。）　　」

に改め、同様式付表７中「病院、基準第111条第１項診療所又は同条第２項診療所の別」を「病院、基準第111条第１項診療所、同条第２項診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別」に、

「

＊医　　師	＊理学療法士	＊作業療法士	＊専従の看護師

を

」

「

＊医　　師	＊理学療法士	＊作業療法士	＊言語聴覚士	＊専従の看護師

に改め、同様

」

式付表８中

「

単独型　・　空床利用型　・　併設事業所型

を

」

「

単独型	・	空床利用型	・	併設事業所型
（共生型の場合		空床利用型	・	併設事業所型）

に、

」

「４　「従業者の職種及び員数」欄は、空床利用型の場合は当該特別養護老人ホームの従業者数を、併設事業所型の場合は指定短期入所生活介護事業所の従業者数に加えて本体施設の従業者数も記入すること。

を

５　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

６　指定介護老人福祉施設の指定申請を同時に行う場合は、この付表の提出は要しないこと。

７　添付書類

」

「４　「事業の実施形態別の利用者数等」欄は、共生型短期入所生活介護又は共生型介護予防短期入所生活介護の場合は、障害福祉サービスの指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計を記入すること。

５　「従業者の職種及び員数」欄は、空床利用型の場合は当該特別養護老人ホームの従業者数を、併設事業所型の場合は指定短期入所生活介護事業所の従業者数に加えて本体施設の従業者数も記入すること。

に、

６　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

７　指定介護老人福祉施設の指定申請を同時に行う場合は、この付表の提出は要しないこと。

８　添付書類

」

「⑬　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面」を

「⑬　共生型短期入所生活介護の場合にあっては、障害福祉サービスの指定短期入所の指定に係る通知の写し

⑭　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面

に改

（共生型短期入所生活介護の場合は、⑴、⑵、⑶、⑸、⑺及び⑻については、障害福祉サービスの指定短期入所の指定に係る申請の際、既に県へ提出している場合は添付を省略できる。）

」

め、同様式付表９中

「

１　介護老人保健施設	４　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
２　指定介護療養型医療施設	５　診療所
３　療養病床を有する病院又は診療所	

を

」

「

1　介護老人保健施設	4　療養病床を有する病院又は診療所
2　指定介護療養型医療施設	5　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
3　介護医療院	6　診療所

に改め、

」

同様式付表13を削り、同様式付表14中「付表14」を「付表13」に改め、同様式付表15中「付表15」を「付表14」に、「その他指定」を「その他許可」に改め、同付表の次に次のように加える。

付表15（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

※受付番号	

介護医療院

施設	フリガナ				
	名　　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　）			
	連絡先	電話番号		ＦＡＸ番号	
当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文		第　　条　第　　項　第　　号			
管理者	フリガナ		住　所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　　名				
	生年月日				
	兼務する同一敷地内の他の事業所、施設等（兼務の場合記入）		名　称		
			兼務する他の職務		

入所者数（推定数）	Ⅰ型療養床	Ⅱ型療養床	合計
	人	人	人
指定通所リハビリテーションの実施の有無	有 ・ 無	１日当たりの指定通所リハビリテーション利用者数（推定数）	人
指定短期入所療養介護の実施の有無	有 ・ 無	指定短期入所療養介護利用者数（推定数）	人

従業者の職種及び員数	医　師		薬剤師		看護職員		介護職員	
	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務
常勤（人）								
非常勤（人）								
常勤換算後の人員（人）								
※基準上の必要人員（人）								
※適合の可否								
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		栄養士		介護支援専門員		診療放射線技師	
	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務
常勤（人）								
非常勤（人）								
※基準上の必要人員（人）								
※適合の可否								

施設を共用する場合の利用計画（共用する場合記入）				
設備基準項目			※基準上の必要数値	※適合の可否
療養室	１室当たりの最大定員	人	人以下	
	入所者１人当たり床面積	㎡	㎡以上	
機能訓練室の面積		㎡	㎡以上	
食堂の面積		㎡	㎡以上	
廊下	片廊下の幅	m	m以上	
	中廊下の幅	m	m以上	

協力医療機関	名　　称		診療科名	
	名　　称		診療科名	

主な掲示事項	入所定員	Ⅰ型療養床	Ⅱ型療養床	合計	
		人	人	人	
	利用料 法定代理受領分（利用者負担分）				
	利用料 法定代理受領分以外				
	その他の費用				
添付書類		別添のとおり			

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　「指定通所リハビリテーションの実施の有無」欄及び「指定短期入所療養介護の実施の有無」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3　「施設を共用する場合の利用計画」欄は、共用する事業所の名称、事業の種類等を記入すること。

4　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

5　添付書類

⑴　定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

⑵　敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図

⑶　併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要を記載した書面

⑷　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示したもの）並びに施設及び構造設備の概要を記載した書面

⑸　運営規程

⑹　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書面

⑺　従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書面

⑻　協力医療機関との契約の内容を記載した書面（協力歯科医療機関がある場合は、当該歯科医療機関との契約の内容を含む。）

⑼　当該申請に係る資産の状況を記載した書面

⑽　当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

⑾　法第107条第３項各号に該当しないことを誓約する書面

⑿　役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書面

⒀　介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書面

⒁　その他許可に関し必要と認める事項を記載した書面

様式第１号の２中「第79条の２第１項、」を削り、「第94条の２第１項」の次に「、第108条第１項」を加え、

「

居　宅　介　護　支　援
介護老人福祉施設
介護老人保健施設

」を

「

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介　護　医　療　院

」に改め、同様式付表17中

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号

」を

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号
事業所の種別（共生型の場合）	指定居宅介護　・　重度訪問介護
利　用　者　数　（　申請日の前３月の平均　）	人

」に、

「３　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。
４　添付書類」を

「３　「事業所の種別（共生型の場合）」欄は、該当するものを○で囲むこと。
４　「利用者数（申請日の前３月の平均）」欄は、共生型訪問介護の場合は、指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計を記入すること。
５　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。
６　添付書類」に、

「⑽　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面」を

「⑽　共生型訪問介護の場合にあっては、指定居宅介護又は重度訪問介護の指定に係る通知の写し
⑾　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面
（共生型訪問介護の場合は、⑴、⑵、⑷及び⑹については、指定居宅介護又は重度訪問介護の指定に係る申請の際、既に県へ提出している場合は添付を省略できる。）」に改め、同様式付表18中

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号

」を

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号
利　用　者　数　（　申請日の前月の実績　）	人

」に改め、同様式付表19中

「

病院、診療所又は指定（介護予防）訪問看護ステーションの別	

を

」

「

病院、診療所又は指定（介護予防）訪問看護ステーションの別	
利　用　者　数　（　申請日の前月の実績　）	人

に改

」

め、同様式付表20中

「

病院、診療所又介護老人保健施設の別					
管　理　者	フリガナ			住所	（郵便番号　　－　　）
	氏　　名				
	生年月日				
従業者の職種及び員数		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士			
		専従	兼務		
常勤（人）					
非常勤（人）					

を

」

「

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別						
利　用　者　数　（　申請日の前月の実績　）						人
管　理　者	フリガナ			住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　　名					
	生年月日					
従業者の職種及び員数		医　師		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		
		専従	兼務	専従	兼務	
常勤（人）						
非常勤（人）						

に改

」

め、同様式付表21中

「

病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの別	
居宅療養管理指導の種類	

を

」

「

病院、診療所又は薬局の別		
居宅療養管理指導の種類		
利　用　者　数　（　申請日の前月の実績　）		人

に、

」

「

保健師	看護師	准看護師

を

「

に改め、同様式

」

」

付表22中

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号

を

」

「

当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文	第　　条　第　　項　第　　号	
事業所の種別（共生型の場合）	1　指定生活介護	3　指定児童発達支援
	2　指定自立訓練	4　指定放課後等デイサービス

に、

」

「2　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。
3　添付書類　　」

を

「2　「事業所の種別（共生型の場合）」欄は、該当するものを○で囲むこと。
3　「同時に指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受けることができる利用者の数の上限」欄は、共生型通所介護の場合は、「同時に指定生活介護等及び共生型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限」と読み替えること。
4　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。
5　添付書類　　」

に、

「⑼　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面」を

「⑼　共生型通所介護の場合にあっては、指定生活介護等の指定に係る通知の写し
⑽　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面
（共生型通所介護の場合は、⑴、⑶及び⑸については、指定生活介護等の指定に係る申請の際、既に県へ提出している場合は添付を省略できる。）　　」

に改め、同様式付表23中「病院、基準第111条第１項診療所又は同条第２項診療所の別」を「病院、基準第111条第１項診療所、同条第２項診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別」に、

「

＊医　　師	＊理学療法士	＊作業療法士	＊専従の看護師

を

」

「

＊医　　師	＊理学療法士	＊作業療法士	＊言語聴覚士	＊専従の看護師

に改め、

」

同様式付表24中

「

単独型　・　空床利用型　・　併設事業所型

を

」

「

単独型　・　空床利用型　・　併設事業所型 （共生型の場合　空床利用型　・　併設事業所型）

に、

」

「４　「従業者の職種及び員数」欄は、空床利用型の場合は当該特別養護老人ホームの従業者数を、併設事業所型の場合は指定短期入所生活介護事業所の従業者数に加えて本体施設の従業者数も記入すること。

５　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

を

６　指定介護老人福祉施設の指定申請を同時に行う場合は、この付表の提出は要しないこと。

７　添付書類

」

「４　「事業の実施形態別の利用者数等」欄は、共生型短期入所生活介護又は共生型介護予防短期入所生活介護の場合は、障害福祉サービスの指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計を記入すること。

５　「従業者の職種及び員数」欄は、空床利用型の場合は当該特別養護老人ホームの従業者数を、併設事業所型の場合は指定短期入所生活介護事業所の従業者数に加えて本体施設の従業者数も記入すること。

に、

６　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

７　指定介護老人福祉施設の指定申請を同時に行う場合は、この付表の提出は要しないこと。

８　添付書類

」

「⑼　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面」を

「⑼　共生型短期入所生活介護の場合にあっては、障害福祉サービスの指定短期入所の指定に係る通知の写し

⑽　その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面

（共生型短期入所生活介護の場合は、⑴、⑶及び⑸については、障害福祉サービスの指定短期入所の指定に係る申請の際、既に県へ提出している場合は添付を省略できる。）」に改め、同様式付表25中

「

1　介護老人保健施設	4　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
2　指定介護療養型医療施設	5　診療所
3　療養病床を有する病院又は診療所	

を

」

「

1　介護老人保健施設	4　療養病床を有する病院又は診療所
2　指定介護療養型医療施設	5　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
3　介護医療院	6　診療所

に改め、

」

同様式付表29を削り、同様式付表30中「付表30」を「付表29」に改め、同様式付表31中「付表31」を「付表30」に、「その他指定」を「その他許可」に改め、同付表の次に次のように加える。

付表31（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

※受付番号	

介護医療院（更新用）

施設	フリガナ				
	名　　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　）			
	連絡先	電話番号		ＦＡＸ番号	
当該事業の実施について規定されている定款、寄附行為等の条文		第　　条　　第　　項　　第　　号			

管理者	フリガナ		住　所	（郵便番号　　－　　）
	氏　　名			
	生年月日			
	兼務する同一敷地内の他の事業所、施設等（兼務の場合記入）		名　称	
			兼務する他の職務	

入所者数（前年度の平均値）	Ⅰ型療養床	Ⅱ型療養床	合計
	人	人	人
指定通所リハビリテーションの実施の有無	有 ・ 無	１日当たりの指定通所リハビリテーション利用者数（前年度の平均値）	人
指定短期入所療養介護の実施の有無	有 ・ 無	指定短期入所療養介護利用者数（前年度の平均値）	人

従業者の職種及び員数	医　師		薬剤師		看護職員		介護職員	
	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務
常勤（人）								
非常勤（人）								
常勤換算後の人員（人）								
※基準上の必要人員（人）								
※適合の可否								

	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		栄養士		介護支援専門員		診療放射線技師	
	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務	専　従	兼　務
常勤（人）								
非常勤（人）								
※基準上の必要人員（人）								
※適合の可否								

施設を共用する場合（共用する場合記入）			
設　備　基　準　項　目		※基準上の必要数値	※適合の可否
療養室	１室当たりの最大定員	人	人以下
	入所者１人当たり床面積	㎡	㎡以上
機能訓練室の面積		㎡	㎡以上
食堂の面積		㎡	㎡以上
廊下	片廊下の幅	m	m以上
	中廊下の幅	m	m以上

協力医療機関	名　　称		診　療　科　名	
	名　　称		診　療　科　名	

主な掲示事項	入所定員	Ⅰ型療養床	Ⅱ型療養床	合計	
		人	人	人	
	利用料	法定代理受領分（利用者負担分）			
		法定代理受領分以外			
	その他の費用				
添　付　書　類		別　添　の　と　お　り			

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　「指定通所リハビリテーションの実施の有無」欄及び「指定短期入所療養介護の実施の有無」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3　「施設を共用する場合」欄は、共用する事業所の名称、事業の種類等を記入すること。

4　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

5　添付書類

⑴　運営規程

⑵　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書面

⑶　従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書面

⑷　当該申請に係る資産の状況を記載した書面

⑸　当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項を記載した書面

⑹　法第107条第３項各号に該当しないことを誓約する書面

⑺　役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書面

⑻　介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書面

⑼　その他許可に関し必要と認める事項を記載した書面

様式第２号中

「 介護保険法 第71条第１項ただし書（同法第115条の11において準用する場合を含む。）
第72条第１項ただし書（同法第115条の11において準用する場合を含む。） 」 を

「介護保険法第71条第１項ただし書（同法第115条の11において準用する場合を含む。）（同法第72条第１項ただし書（同法第115条の11において準用する場合を含む。）、同法第72条の２第１項ただし書、同法第115条の２の２第１項ただし書）」に、

「

1	訪問介護	6	介護予防訪問介護
2	訪問リハビリテーション	7	介護予防訪問リハビリテーション
3	居宅療養管理指導	8	介護予防居宅療養管理指導
4	通所リハビリテーション	9	介護予防通所リハビリテーション
5	短期入所療養介護	10	介護予防短期入所療養介護

を

」

「

1	訪問看護	9	介護予防訪問看護
2	訪問リハビリテーション	10	介護予防訪問リハビリテーション
3	居宅療養管理指導	11	介護予防居宅療養管理指導
4	通所リハビリテーション	12	介護予防通所リハビリテーション
5	短期入所療養介護	13	介護予防短期入所療養介護
6	共生型訪問介護	14	共生型介護予防短期入所生活介護
7	共生型通所介護		
8	共生型短期入所生活介護		

に改める。

」

様式第３号中「第82条、」を削り、「第99条」の次に「、第113条」を加え、「、介護予防通所介護」を削る。

様式第４号中「第82条、」を削り、「第99条」の次に「、第113条」を加え、「第81条第５項、」を削り、「第97条第６項」の次に「、第111条第６項」を加える。

様式第６号中「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書」を「開設許可事項変更許可申請書」に改め、「第94条第２項」の次に「（第107条第２項）」を加える。

様式第７号中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「管理者承認申請書」に、「第95条第１項（第２項）」を「第95条（第109条）」に改める。

様式第８号中「介護保険施設広告事項許可申請書」を「広告事項許可申請書」に改め、「第98条第１項第４号」の次に「（第112条第１項第４号）」を加える。

附　則

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及

び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。